

第17章 国有企業及び指定独占企業章

1. 国有企業及び指定独占企業章の概要

国有企業及び指定独占企業章においては、締約国は、国有企業及び指定独占企業が、物品又はサービスを購入又は販売する際に、商業的考慮に従い行動すること、及び他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること、いずれの締約国も国有企業に非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、締約国は国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること等を規定。

2. 主要条文の概要

○国有企業及び指定独占企業の定義（第17. 1条）

国有企業の定義（主として商業活動に従事する次のいずれかの企業をいう。
・締約国が50%を超える株式を直接に所有する企業、
・締約国が持分を通じて50%を超える議決権の行使を支配する企業、
・締約国が取締役会等の構成員の過半数を任命する権限を有する企業）、
指定独占企業の定義（本協定発効後に指定される私有の独占企業、及び締約国が指定する、又は指定した政府の独占企業）等を規定。

○適用範囲（第17. 2条）

中央銀行、金融規制機関及び破綻処理機関が行う活動、ソブリン・ウェルス・ファンド、独立年金基金等は、本章の規定の適用範囲外となる。そのほか、政府調達、政府の権限の行使として提供するサービス、政府の機能を逐行するために専ら自国に対して物品又はサービスを提供すること等は、本章の規定の適用範囲外となる。

○委任された権限（第17. 3条）

締約国は、自国の国有企業、公的企業及び指定独占企業が、規制上、行政上その他の政府の権限を行使する場合には、これらの企業が本協定における当該締約国の義務に反しない態様で活動することを確保する旨を規定。

○無差別待遇及び商業的考慮（第17. 4条）

各締約国は、自国の各国有企業（商業活動に従事する場合）又は各指定独占企

業が、物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること（ただし、国有企業がその公共サービスの任務の条件を無差別待遇の規律に反しない態様で満たすために行う場合等を除く。）を確保すること等を規定。また、締約国は、国有企業及び指定独占企業が、物品又はサービスの購入又は販売に当たり、他の締約国の企業、物品又はサービスに対し、当該締約国、当該他の締約国以外の締約国、及び非締約国の企業、物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保すること等を規定。ただし、商業的考慮に従って行うことを条件として、異なる条件で物品又はサービスを購入し、又は販売すること等は妨げられない。

○裁判所及び行政機関（第17.5条）

各締約国は、外国の国有企業に対する民事請求について、自国の領域において行われる商業活動に基づいて管轄権を自国の裁判所に与えること、国有企業を規制する行政機関がその規制する企業（国有企業でない企業を含む。）に関して公平な態様で自己の規制上の裁量行使すること等を規定。

○非商業的な援助（第17.6条）及び悪影響（第17.7条）

締約国は、自国の国有企業に提供する非商業的な援助によって、同種の物品又はサービスの同一の市場における価格を著しく押下げる等、他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと等を規定。また、自国の国有企業又は公的企業が、自国の他の国有企業に対して提供する非商業的な援助によって、他の締約国の利益に悪影響を及ぼさないことを締約国が確保すること等を規定。これらの規定は、国有企業が（1）物品を生産し、及び販売する場合、（2）自国の領域から他の締約国の領域へサービスを提供する場合、並びに（3）自国の対象投資財産である企業等を通じて他の締約国の領域内でサービスを提供する場合に適用される（他の企業への資本参加の手段として行う株式等の購入又は販売については適用されない）。

○締約国別の附属書（第17.9条及び附属書）及び追加的な交渉（第17.14条及び附属書）

地方政府が所有し、又は支配する国有企業及び地方政府が独占と指定する指定独占企業の活動であって附属書に掲げられているものに対する本章の規律の適用について留保を行うことが認められている。ただし、これらの活動にも国有企業及び指定独占企業の規律を適用することについて、協定の効力発生の後5年以内に追加的な交渉を行うこととされている。

○透明性（第17. 10条）

各締約国は、本協定が効力を生じる日の後6箇月以内、自国の国有企業の一覧をに他の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトで公に利用可能なものとすること、独占企業の指定又は既存の独占企業の独占の範囲の拡大及びその指定の条件を他の締約国に速やかに通報し、又は公式のウェブサイトにおいて公に利用可能なものとすること等を規定。また、締約国は、他の締約国の書面による要請があるときは（ただし、当該要請が国有企業又は政府の独占企業の活動がどのように締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼしていると考えられるかに関する説明を含む場合に限る。）、当該企業に関する一定の情報を速やかに提供すること等を規定。

○例外（第17. 13条）

商業的考慮、無差別待遇に関する規律及び非商業的な援助の規律は、国家的又は世界的な経済上の緊急事態に応じて一時的に締約国がとった措置の対象となる国有企業や、政府の任務に従って国有企業が行う金融サービスの提供であつて輸出若しくは輸入又は海外における民間投資を支援するもの等については、適用されない。更に、年間の収益が2億SDR（2015年6月4日現在、およそ350億円）に満たない国有企業及び指定独占企業には、商業的考慮、無差別待遇に関する規律、非商業的な援助の規律及び透明性の規律は適用されない。

○附属書

各締約国は、自国の特定の国有企業等の特定の活動については特定の規律を適用しないとして留保することを記載。